

# 前袖ヶ浦市農業委員の不祥事に関する再発防止検討委員会報告書

平成26年8月9日

前袖ヶ浦市農業委員の不祥事に関する再発防止検討委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	事件の概要	1
3	事件の発端となった申請案件の経緯	2
	(1) 平成20年5月の案件について	2
	ア 運営委員会における審議経過	
	イ 総会における審議経過等	
	(2) 平成25年1月の案件について	3
	ア 運営委員会における審議経過	
	イ 総会における審議経過等	
4	前農業委員「T」らが関与した農業委員等への動向等	6
	(1) 前農業委員への聞き取り結果について	6
	(2) 農業委員の動向について	7
	(3) 審議への影響について	7
5	前農業委員からの意見	7
6	事件の原因と課題	9
	(1) 事件の原因	9
	(2) 課題	9
7	まとめ	10
	(1) 前農業委員「T」らが関与した農業委員会審議等への影響	10
	(2) 運営委員会への影響	10
	(3) 農業委員会総会への影響	10
8	再発防止への対策と取り組み	10
	(1) 農業委員の綱紀粛正	10
	(2) 農業委員会の組織改革	11
	(3) 通報制度の確立	11

## 1 はじめに

平成26年2月18日、千葉地方裁判所は、前袖ヶ浦市農業委員「T」他残土処理会社元社長ら2名に、農地転用をめぐる贈収賄事件で有罪判決を言い渡した。これは個人が引き起こした犯罪とはいえ、袖ヶ浦市農業委員会に対する市民の信頼を失うこととなり、誠に慙愧に堪えない事件である。

袖ヶ浦市農業委員会では、裁判で明らかになった事実等を踏まえ、事件の原因の究明と再発防止を図るための「前袖ヶ浦市農業委員の不祥事に関する再発防止検討委員会」を設置した。

このことから、再発防止検討委員会は、事件関係の究明のため関係者からの聞き取り調査や農業委員会議における審議経過の実態について調査を行うとともに、今後の農業委員会の審議のあり方や農業委員の倫理のあり方等についても検討し、今後同様の事件を引き起こすことのないよう、ここに事件の原因と今後の改善策等について報告いたします。

## 2 事件の概要

- (1) 事件は、平成25年1月7日付で袖ヶ浦市農業委員会に申請のあった、袖ヶ浦市下宮田地先の農地造成のための、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請事案に関連した贈収賄事件である。
- (2) 千葉県警察は平成25年9月3日、前袖ヶ浦市農業委員「T」と申請者（譲受人）らを、贈賄（申し込み）容疑で逮捕した。
- (3) 千葉地方検察庁は、「T」を受託収賄と贈賄（申し込み）罪で、申請者ら2人を贈賄罪（申し込み）で千葉地方裁判所に起訴したものである。
- (4) これは当時の農業委員「T」が、平成24年9月、申請者（譲受人）から、上記の申請計画事案に対して農業委員会での許可に賛成したり他の委員に賛成するよう働きかけてほしい等の依頼を受け、工作資金やその見返りとして現金を受け取ったものである。
- (5) また「T」ら3人は、平成24年5月から平成25年2月までの間に、複数の農業委員に対して数回の接待をしていたものである。
- (6) 更に平成24年9月以降、「T」は申請者（譲受人）らと共謀して転用に反対する農業委員に、数回にわたり多額の賄賂を渡そうとしたものである。
- (7) このようなことから、平成26年2月18日千葉地方裁判所は、収賄などの罪に問われていた前袖ヶ浦市農業委員「T」に対し、「農業委員会の信頼性を損ね悪質であり、賄賂を要求するなど公務の廉潔性を害した。」として、懲役3年執行猶予5年、追徴金200万円を言い渡したものである。  
また、贈賄罪に問われていた残土処理会社元社長ら2名に対し、懲役1年6月執行猶予3年が言い渡されたものである。

### 3 事件の発端となった申請案件の経緯

#### (1) 平成20年5月の案件について

・申請年月日	平成20年5月7日
・申請者（譲受人）	（有）資源開発 代表取締役 高梨 善一
・同（譲渡人）	土地所有者9名
・申請の土地	袖ヶ浦市下宮田地先の農地
・申請面積	12,307㎡ 12筆
・申請理由	農地造成（一時転用）

#### ア 運営委員会における審議経過

- ① 平成20年5月8日、譲受人（事業者）及び代理人並びに譲渡人4名の出席を得て、現地調査と審査を行った。更に、同月12日に譲受人及び代理人の出席を得て、審査を行った。
- ② 審査の結果、次の理由にて、運営委員会としては「不許可相当」と意見の一致を見たことから、運営委員長が農業委員会総会に報告した。
  - ・ 仮登記がついている農地について、土地所有者が耕作するか懸念される。
  - ・ 犬走りを使っても、安全な作業はできないのではないか。
  - ・ 果樹園への進入路については、所有地に入る農道ができていない。
  - ・ クリの植栽が100㎡に対して3本では少なく、収益の増加が懸念される。また、土砂流出の心配がある。
  - ・ 農地造成にしては、埋め立て規模が大きすぎる。
  - ・ 水質汚染の心配がある。

#### イ 農業委員会総会における審議経過等

- ① 平成20年5月21日、運営委員長からの報告を受け審議した結果、全員一致により次の理由にて、「不許可相当」と決定した。
  - ・ 仮登記がついている農地について、土地所有者が耕作するか懸念される。
  - ・ 復元される農地が、15度の勾配となるため、犬走りを使っても、安全な作業はできないのではないか。
  - ・ 果樹園への進入路については、所有地に入る農道ができていない。
  - ・ クリの植栽が100㎡に対して3本では少なく、収益の増加が懸念される。また、土砂流出の心配がある。
  - ・ 農地造成に対しては、埋め立て規模が大きすぎる。
- ② 農業委員会総会の審議結果は、平成20年5月26日付にて千葉県知事

へ進達された。

- ③ 平成20年11月19日付で、千葉県知事は「不許可処分」とした。
- ④ 譲受人は、上記の処分を不服とし平成21年5月18日、不許可処分の取り消しを求め、千葉地方裁判所へ提訴した。
- ⑤ 平成23年6月3日、千葉地方裁判所は譲受人の請求は理由がないとして棄却し、取り消しの求めを却下した。

(2) 平成25年1月の案件について

・申請年月日	平成25年1月7日
・申請者（譲受人）	（有）資源開発 代表取締役 篠原 勝幸
・同（譲渡人）	土地所有者9名
・申請の土地	袖ヶ浦市下宮田地先の農地
・申請面積	12,307㎡ 12筆
・申請理由	農地造成（一時転用）

ア 運営委員会における審議経過

- ① 平成25年1月16日、譲受人（事業者）及び代理人並びに譲渡人5名の出席を得て、現地調査と審査を行った。
- ② 審査の結果、総会当日にも事業説明を受けることとしたことから、運営委員会としては「採決は見送る」とし、農業委員会総会に運営委員長から報告することとした。

なお、審査における主な質疑応答は、次のとおり。

- a 仮登記未消における売買契約の解除について  
抹消及び解除は、平成22年1月21日である。
- b 水質検査の内容について  
第1期工事の平成17年から検査を行い、県の基準28項目は、基準値以下であった。
- c 第1期工事開始後、水道の水源における項目の検査を保健所に依頼した結果と今回の事業における水質検査等の内容と実施方法等について  
特定事業における検査では、不純物・有害物質は出ていない。  
水質検査の検査項目は、県の基準である28項目である。
- d 他法令の申請に関する状況とその内容について  
特定事業の申請は、県の産業廃棄物課で審査中である。  
林地開発の申請は、中部林業事務所にて審査中である。
- e 土砂の発生元と搬入量について

神奈川県は公共工事で90%以上、1日150台で搬入する。

- f 農地造成における事業主と地権者の責任について  
承知しています。
- g 赤道の復元について  
赤道の査定は済んでおり、平均2.4m確保する。
- h 地山の土の処理方法  
田は掘り下げ、表土を山の部分は1m程、畑は1m以上入れる。
- i 水源について  
特定事業・林地開発の審査で対応している。
- j 水道水源に有害物質等による水質汚染が出た場合の地権者としての最終責任のとり方について  
地権者から、「やるしか」という答えがありました。

#### イ 農業委員会総会における審議経過等

- ① 平成25年1月21日総会日の午後1時より、譲受人（事業者）及び代理人並びに譲渡人5名の出席を得て、現地調査と審査を行った。  
この現地調査及び審査において、先に不許可理由となった5点が改善された旨の説明並びに次の質疑応答が行われた。
  - a 資源開発の規模と実績は  
資本金300万円、従業員は3人と現場に2人の計5人。現場の上部に一期工事を行っている。
  - b 一期工事で搬入された土砂の種類と量は  
計画43万8千m<sup>3</sup>に対し、41万8千m<sup>3</sup>で、30万m<sup>3</sup>が公共工事である。
  - c 売買契約書の解除は  
平成22年1月21日付けで法務局に返還し破棄しており、手元にはない。
  - d クリの収支計算は  
10年間位の栽培計画書で、7、8年目から収入5、6万円、10a当たり100kgで600円/kgで6万円である。
  - e 水質検査と、結果の提示先は  
調整池の傍にある排水検査柵で、4か月に1回採水する。土質検査は、現場では県の立ち合いで4か月に1回である。他に発生場所と袖ヶ浦港の岸壁の仮置き場で検査する。結果は、千葉県に報告し、その後、袖ヶ浦市と一部かかっている木更津市の担当へ行きます。
  - f 1日に何台で搬入するのか

150から200台です。

g 全員がクリを植えるのか。

植えます。

h 検査項目のシアンについては

シアンは検出されてはならない物質であり、いままで出たことは、ありません。

i 車両運行については

安全対策、マナー教育を毎月1回行います。

j 農地の表土と灌水関係については

農地、両側の山土の表土とも1m以上確保します。灌水は当面考えていません。

② 同日、午後3時から運営委員長からの報告を受け審議した結果、賛成多数により「許可相当」と決定した。

総会における意見は次のとおり。

- ・ 搬入される土砂の安全確認の分析結果証明書が必要ではないか。
- ・ 搬入される土砂がまだ発生していないので、分析結果証明書は、添付出来ない。
- ・ 第1期工事においても有害物質は検知されていない。
- ・ 猪被害もあり、水田とするには不可能ではないか。有効に使うとすれば、やむを得ない。
- ・ クリで有効利用となればよいことだが、環境面からの責任問題の対応がわからない。何かあった時の対応について回答がないことについては、姿勢が見えないという形で考えています。
- ・ 地権者の方、現地を見て、そのままよいのかといった場合には、我々の審議すべきところから考慮すべきである。
- ・ 水に関して環境の心配もある反面、耕作放棄地をどう解決するか、あのままではどうにもならない。前向きな考えを進めたほうが良いと思う。

③ 農業委員会総会の審議結果は、平成25年1月24日付にて千葉県知事へ進達された。

④ 平成25年3月29日付で、千葉県知事は「許可処分」とした。

⑤ 平成25年4月1日、申請者（譲受人）に対し許可書が交付された。

#### 4 前農業委員「T」等が関与した農業委員への動向等

(1) 前農業委員26名から聞き取りした結果は次のとおりであった。

##### ア「T」らの関与状況

##### ① 審査への便宜等の依頼について

・「T」らから、平成24年5月から平成25年1月までの間に農業委員5名が、運営委員会及び総会での賛成を依頼された。

##### ② 飲食への誘いについて

・「T」らから、平成24年5月から平成25年2月までの間に農業委員8名が、市内の飲食店での飲食の誘いを受け、このうち5名は会費相当分を支払い、1名は受け取りを拒否されたとのこと。

・この席上、便宜の依頼を聞いた者は2名であった。

##### ③ 金品等の提供について

・「T」が平成24年9月、ある農業委員の自宅に直接現金を渡しに来たが、受取を拒否したとのこと。

・更に事業者は、平成24年10月、農業委員2名の自宅にタオルとカレンダーを持参したとのこと。そのうち1名の委員は現品を警察に渡したとのこと。

##### ④ 譲受人（申請者）らからの便宜等依頼状況について

・譲受人（申請者）からは、平成24年5月から平成25年2月までの間に、農業委員4名が事業の内容説明や協力依頼等を受けたとのこと。

・なお、全員がその依頼には対応しなかったとのこと。

##### ⑤ 「T」らの不適切な行動や噂等への認識状況

・前農業委員の聞き取り調査の結果によると、「T」等の不適切な行動や噂等への認識時期は次のとおりであった。

（「T」を除く農業委員25名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| ・平成23年12月  | 1名        |
| ・平成25年 1月  | 1名        |
| ・平成25年 8月  | 2名        |
| ・平成25年 8月末 | 1名        |
| ・平成25年 9月  | 5名（新聞報道等） |
| ・時期不明      | 7名        |
| ・無回答       | 8名        |



(2) 農業委員の動向について

- ① 「T」ら3人の贈収賄工作が始まった平成23年12月以降、不穏な動きを察知した農業委員の全てが、何らかの是正措置を行うべきであったが、その動きを問題視することなく、これを怠った経緯がうかがわれる。
- ② また、平成25年9月に報道等で認知した委員を含め、「T」等から直接便宜等の依頼を受けなかった委員については、平成25年1月の総会までの間に、数回の委員による情報交換会が開催されていること等から、これらの機会をもって「T」らの不穏な動きに関する動向や情報が、委員間に全く届かなかったとは推認しにくいところである。

(3) 審議への影響について

平成25年1月に開催された農業委員会総会の審議には、前農業委員への聞き取り調査の結果及び総会の議事録等からは、「T」らの工作が反映されていたと認めるには、その要素が見当たらない。

5 前農業委員からの意見

前農業委員への聞き取り調査時に現農業委員会等への意見をいただいた内容は、次のとおりであった。(一部は要約)

- ① A者  
審査にあたっては、情報を理解して進めてください。
- ② B者  
委員各位には、綱紀粛正に向けてのご尽力、大変とは存じますが、宜しくお願ひします。協力は惜しみません。尚、事件の概要等早期に知り得ていたのに対応を取らなかった者たちには、大きな責任があるものと考えております。(私は、事件の概要等を早期に知り得なかったことが残念でなりません)
- ③ C者  
市長が市議会から学識経験者として選出した市議2人も事件に絡む接待を受けている。政治家は誤りを正すのが仕事であるので、だれよりも道義的責任はあり、率先して辞任すべきである。そうしなければ、新しい対策は立てられないと思う。
- ④ D者  
市民にしっかりと回答してほしい。
- ⑤ E者  
皆様の御心痛をお察し申し上げ、又同時期に勤めた者として皆様に対してほんとうに申し訳なく思い、次のように感じます。  
・今までの良いことや悪いことについて、次の人達への継承がされていなかったこと。

- ・絶対起こしてはいけないことは、総会ごとに唱和するとの対策をとるべきであったこと。
- ・ものを言わない委員が多いと感じたこと。
- ・過去を知ることが大事であること。

⑥ F者

土砂等の利用による農地造成は、従前の農地より耕作条件が良くなる事は明白であるので、転用規制の改正にあたっては慎重に対応してほしい。

⑦ G者

この度の一農業委員による不祥事により、現農業委員会等多くの皆様に多大なご心労をかけた事は、誠に痛恨の一言であります。

⑧ H者

今回の不祥事について、関係者の皆さんにご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

⑨ I者

過去に遊休農地解消運動の一環として、田畑2カ所余りの圃場を借用し、委員全員の参加協力のもと耕作し、園児や公民館、直売所等の祭事に収穫物を提供した活動したが、現下の農業情勢に対応した委員会活動として推進し取組んでいただければと考えます。

⑩ J者

先ず今回の一連の不祥事に際し、市民および当委員会に多大なるご迷惑をおかけしたことに深くお詫び申し上げます。

今回の事件発覚後、警察、検察当局の事情聴取を複数回受け事実関係の追及をされました。

私たち（任期中）は“みなし公務員”であり利害関係にある。如何なる個人、団体との飲食を含む会合への同席は“公務員の倫理規定”に抵触する！との指摘をされました。（たとえ会費を支払ったからOK！ではない！！）

就任時研修会等で自分達はそういう立場である事を承知しており、事実関係を認め、争いませんでした。

総会の審議に当たっては、現地は狭隘な谷津田で耕作意欲低下により原野化しており、かつ、害獣被害も甚大であることや地権者から本事業完了後の管理は全員であらるとの確証が得られたことをふまえ、採決の際は“審査基準の適合性のみ”で判断しました

また、審議にあたっては各委員からの意見、問題点の指摘等が少なく“形骸化”していると感じたことから、委員は何のために、何をしにここ（議場）にいるのかとの認識を持ち、行動すべきと感じました。

## 6 事件の原因と課題

### (1) 事件の原因

今回の汚職事件は、裁判で明らかにされたように、前袖ヶ浦市農業委員「T」の個人的な理由によって、他の農業委員の賛成を取り付けるなどと言って残土処理会社元社長ら2名に収賄分を含めた金を要求し、この3人が複数の農業委員への働き掛けを行ったものである。

事件の原因については、個人的な理由はあったとしても、その最大の原因は、農業委員として当然あるべき公務員倫理の欠如である。

公平かつ公正な意見交換を通じて、農業生産力を高め経営の合理化を進める重要な役割を担う農業委員が、業務に関連する業者から金銭を受け取り農業委員会で賛成をするよう働き掛けを行うなど、その立場を利用した悪質な行為であり、袖ヶ浦市農業委員会に対する市民への信頼を著しく損なう行為であった。

前農業委員による不正が発生した理由や事件の発生原因を検討した結果、倫理上の問題を含め、次のような課題があると考えられる。

### (2) 課題

#### ア 公務員倫理の課題

不正防止策の第一は、委員一人ひとりの倫理観が最も大切なこととは言ってもない。

もちろん不正行為をしにくくする制度を構築する必要があるが、その気を起こさせない職場環境と倫理観の醸成が課題となる。

今回の事件は、前農業委員「T」の自己理由による問題がきっかけとなったようであるが、前農業委員の聞き取りに見られるように、平成24年5月からの便宜依頼や飲食への誘い、平成24年9月の現金を渡そうとした事案等を鑑みると、不穏な動きを察知した農業委員が、「T」らに対し悪しき行為の是正することを促すとともに農業委員会会長に報告していたならば、罪を繰り返す行為には至らなかったであろうと推認できる。

さらに、農業委員としての自覚と公務員倫理とともに各委員間の連携と情報交換が欠如していたことも、事件を助長させたことは歪めない。

#### イ 農業委員会及び関係機関の組織との課題

- ① 農業委員会の審議案件は、利権に係るものが少なくないことから、「複数の委員での業者対応」が確立されていなかったことが、その背景にあるものと考えられる。
- ② また、農業委員は公務員倫理を損なうことのないよう職務に精励することが求められているのは言うまでもないが、背任行為が発覚した場合は

農業委員会組織として、断固とした処置を講ずるべきである。

- ③ 更に、委員を推薦した機関等は、推薦した委員が犯した社会的責任や道義的責任等についても、相当の責任を負うべきである。
- ④ 加えて、市及び市議会は、袖ヶ浦市のおかれた農業の実情を把握し、将来を見据えた農地及び農業に関係した環境整備のため、地域の営農環境の保全及び向上に資する施策の構築や農地保全に関する残土の取扱いに関する条例等を積極的に整備し、農地の保全と就農者の意欲向上に向けた施策を推進すべきである。

## 7 まとめ

### (1) 前農業委員「T」等が関与した農業委員会審議等への影響について

「T」が行った農業委員への行動は、まさに農業委員としての自覚の欠如の一言であり決して許されるものではないが、議事録や聞き取り調査を精査すると、便宜の依頼を受けた農業委員が毅然とした対応をもって総会審議に臨んでいたものと推認され、「T」らの意向が審議に反映されているものではないと判断できる。

### (2) 運営委員会への影響について

運営委員会では、関係者の同席を得て現地調査と審議を行っており、議事録の内容から、「T」らが行った行動等を考慮した審議経過とは推認できない。

### (3) 農業委員会総会への影響について

総会の議事録を精査した結果、総会では、関係者の同席を得て平成20年5月申請案件に対して不許可となった事由の改善説明とともに、許可要件として加重されている残土の埋め立てにより農地としての営農条件等が低下しないかについて、譲り受け人の主観的意志や営農計画等を考慮しての審議された経過が明確であることから、「T」らの背任行為の影響があったとは推認できない。

## 8 再発防止への対策と取り組み

今回の不祥事の発生に伴う農業委員会に対する厳しい評価や指摘は、農業委員会の存続意義に対する検証と真摯に受け止め、改めて農業委員会が適正に事務を実施する契機としなければならない。

### (1) 農業委員の綱紀粛正

- ① 農業委員会の委員及び職員の不祥事等の発生は、農業委員会全体に対する信頼を著しく損なうものであることから、農業委員等関係者は、引

き続き綱紀の保持を徹底していかなければならない。

- ② 今回の不祥事は、公務員であるとの自覚のなさがあり公務員としての倫理規範意識の欠如に起因するところから、法令等に明示された規定等の遵守だけではなく、「遵法性」「主体性」「良識性」「誠実性」「公平性」と言う観点も踏まえた広義のコンプライアンスについても、研修会等を実施し、徹底しなければならない。

## (2) 農業委員会の組織改革

### ア 運営委員会審議の役割の確認と適正処理の確保

- ① 申請書等に記載された事実関係を客観的に確認し、許可基準及び各種通知等で示された判断基準に基づき、積極的な審査、質疑等を行わなければならない。
- ② 許可の判断の可否に際しては、周辺に与える影響や地域の実情などを総合的に勘案し、積極的に意見を述べることである。

### イ 総会審議の形成過程

農業委員会総会の審議の形骸化や公平性及び公正性に対する疑問が指摘されていることも事実であることから、許可基準や判断基準に適合するか否か検討し活発な議論により、意思の決定が行われなければならない。

### ウ 許可案件についての事後確認

許可した案件に対して、事業計画の進捗を定期的に確認し、許可時の事業計画が適正に進行していることの確認できるシステムを構築する必要がある。

## (3) 通報制度の確立

農業委員の職務の執行に関する違法又は不適正なものについて、察知し次第、会長及び会長職務代理者に通報する制度を確立し、徹底する。また、広く通報を受け事実調査を行い、是正を図るとともに通報者の保護を図るため、農業委員会内に公益通報制度を創設する必要がある。